

## 呉市国民健康保険に加入されている被用者の方への 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

### 【制度の概要】

呉市国民健康保険（以下「呉市国保」といいます。）では、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）の更なる感染拡大防止の観点から、呉市国保に加入されている被用者の方が、感染症に感染又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整えるため、傷病手当金の支給を行っています。

なお、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づける方針が示されたことに伴い、傷病手当金の支給適用期間は終了しました。

### 【対象となる方】

給与等（※）の支払を受けている呉市国保被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない方（個人事業主は、対象となりません。）

※ 「給与等」とは、俸給、給料、賃金、歳費及びこれらの性質を有する給与をいい、賞与及び事業収入等は含まれません。

### 【支給対象日】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間（入院が継続する場合等は、最長1年6か月）のうち、労務に服することを予定していた日

（注）有給休暇を取得した日は、支給対象外です。また、新型コロナウイルス感染症による後遺症で労務に服することができなかつた期間も支給対象外です。

### 【支給額】

直近の継続した3か月間の給与等の収入の合計額÷就労日数×2/3×就労予定日数

※ 日額支給額30,887円（令和2年3月現在）を上限とし、支給期間中に給与等の全部又は一部の支払を受けることができる場合や、休業補償などを受けることができる場合は、その金額との差額を支給します。

ただし、対象となる方が感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等を受けることができなかった場合、その金額は控除せず支給（又は追加支給）しますが、呉市において、対象となる方を使用する事業所の事業主から同額を徴収します。

### 【適用】

支給対象日の初日が令和2年1月1日から令和5年5月7日（※）までの間に属する場合

### 【手続に必要なもの】

- 傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）
- "                    （被保険者記入用）
- "                    （事業主記入用）
- 振込の通帳（世帯主名義の預金通帳）

※ 世帯主以外の方が受領する場合は【受取代理人の欄】に世帯主の押印は必要です。

### 【その他】

- ・申請方法などについては、事前に保険年金課へ電話で御相談ください。
- ・申請には、各記入用（世帯主、被保険者、事業主）の申請書の他に、My HER-SYS等で表示された療養証明画面を出力したものを提出してください。
- ・支給方法は、申請書に記入された口座へ振込みます。ただし、保険料の未納がある場合は、保険年金課での窓口支給になる場合があります。
- ・支給申請ができる期間は、労務に服することができない日の翌日から2年間です。
- ・審査に時間を要するため、申請をいただいてから支給決定まで、1～2か月かかります。
- ・申請内容の確認のため、事業主等へ照会を行う場合があります。
- ・申請手続される際は、感染症拡大防止のため、咳エチケットなどに御協力をお願いします。